

# IFRSとのコンバージェンスについて

企業会計審議会 総会

2010年7月8日

# EUの同等性評価について

## ○ 目論見書指令（2003年7月採択）及び透明性指令（2004年12月採択）

- ✓ EU域外国の証券発行者に対し、2009年1月以降（当初2007年1月）、EUが採用するIFRS又はこれと同等の会計基準の使用を義務付け

## ○ 同等性評価に関するメカニズム（2007年12月）

- ✓ 投資家が、企業の資産・負債、財務状況、損益、業績見通しについて「類似(similar)」の評価をすることができ、証券の投資等について「同一(same)」の意思決定をされると思われる場合に同等と評価

(注) 欧州証券規制当局委員会(CESR)は、同等性評価に関する助言を行う際に、コンバージェンスを明確にコミットする手順を示す計画表等があることを重視するホーリスティック・アプローチを採用

## ○ 同等性評価の決定（2008年12月）

### (1) 日本

- ✓ 2007年8月に、2008年までに重要な差異を、2011年末までに既存の差異をなくすことをIASBとASBJが合意（東京合意）
- ✓ 日本政府は、IFRSによる財務報告を作成するEU企業に調整表を要求していない
- ✓ 2009年1月1日より、日本基準を、EUが採用するIFRSと同等とみなすことが適当

### (2) 米国

- ✓ 2006年にFASBとIASBが締結したMOUに基づき、米国基準とIFRSとの重要な差異の多くは解消した
- ✓ 米国政府は、IFRSによる財務報告を作成するEU企業に調整表を要求していない
- ✓ 2009年1月1日より、米国基準を、EUが採用するIFRSと同等とみなすことが適当

### (3) 中国、カナダ、インド、韓国

- ✓ 会計基準の同等性の結論は示さないが、2012年1月から開始する財務年度まで、各国基準による財務諸表の作成を認める。

# IFRSとのコンバージョンについて①

## ① 2005年7月 欧州証券規制当局委員会（CESR）による技術的助言（26項目の重要な差異）

1	企業結合（持分プーリング法）（IFRS3）	補完計算書
2	連結の範囲（支配の定義－適格SPE）（IAS27）	
3	在外子会社の会計方針の統一（IAS27）	
4	株式報酬・ストックオプション－費用化（IFRS2）	開示B （定量的開示）
5	企業結合・交換日（IFRS3）	
6	企業結合・取得した研究開発（IFRS3）	
7	企業結合・負ののれん（IFRS3）	
8	棚卸資産・後入先出法の使用及び低価法（IAS2）	
9	関連会社の会計方針の統一（IAS28）	
10	減損テスト－割引前将来キャッシュフロー（IAS36）	
11	開発費用の資産計上IAS38）	
12	農業（IAS41）	
13	株式報酬・新基準で費用化の基準が開示されない場合（IFRS2）	開示A （定性的開示）
14	企業結合・取得原価での少数株主持分（IFRS3）	
15	企業結合・段階的取得（IFRS3）	
16	保険会計・異常危険準備金（IFRS4）	
17	工事契約・工事進行基準（IAS11）	
18	不良債権（IAS12,30）（開示が十分でない場合）	
19	資産除去債務（IAS16）	
20	従業員給付・退職給付－割引率（IAS19）	
21	外貨建のれんの換算（IAS21）	
22	金融商品の公正価値（IAS32）	
23	減損の戻入（IAS36）	
24	廃棄費用（IAS37）	
25	投資不動産（IAS40）	
26	金融商品（IAS39）	

# IFRSとのコンバージョンについて②

## ② 2007年8月 東京合意

- 2008年までに、欧州証券規制当局委員会(CESR)が指摘した「重要な差異」に含まれる項目について結論を得る
- 2011年6月末までに、IASBとASBJの両者で識別されてきた残りの「既存の差異」についてコンバージョンを行う
- IASBが新たな基準の開発を進め、2011年6月30日以後に適用となる場合には、その適用の際に、日本において国際的なアプローチが受け入れられるよう緊密に作業を行う

## ③ 2008年12月 短期コンバージョン項目の終了

1. 企業結合(持分プーリング法)	14. 企業結合(少数株主持分)
2. 連結の範囲(適格SPE)(開示で対応)	15. 企業結合(段階的取得)
3. 在外子会社の会計方針の統一	17. 工事契約(工事進行基準)
4. スtock・オプション(費用化)	19. 資産除去債務
5. 企業結合(交換日)	20. 退職給付(割引率)
6. 企業結合(取得研究開発)	21. 企業結合(外貨建のれんの換算)
7. 企業結合(負ののれん)	22. 金融商品の公正価値開示
8. 棚卸資産(後入先出法及び低価法)	24. 廃棄費用
9. 関連会社の会計方針の統一	25. 投資不動産
13. スtock・オプション(新基準で費用化の基準が開示されない場合)	

(注) 12.農業、18.不良債権については対応は不要。16.保険会計は監督会計のためASBJの対応範囲外。10.減損テスト、11. 開発費用の資産計上、23.減損の戻入、26.金融商品についてはIASBとFASBの動向を踏まえて対応。

# IFRSとのコンバージョンについて③

## ④ 既存の差異：2011年6月までにコンバージョン達成（ASBJプロジェクト計画表）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セグメント情報開示：2008年3月完了</li> <li>・ 企業結合(STEP2:のれん償却を含む)：2010年中最終基準化予定</li> <li>・ 過年度遡及修正：2009年12月完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無形資産(開発費を含む):2010年中最終基準化予定</li> <li>・ 包括利益:2010年6月完了</li> </ul>
---	--

## ⑤ MOU項目

	IASB-FASB	ASBJ
連結の範囲	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
財務諸表の表示		
フェーズB関連	2011年第4Q 最終化	2011年第1H 公開草案
非継続事業	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 公開草案
収益認識	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
負債と資本の区分	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 論点整理
金融商品(分類と測定、減損、ヘッジ会計)	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
公正価値測定・開示	2011年第1Q 最終化	2010年第2Q 公開草案
退職給付	2011年第1Q 最終化	2011年第2H 公開草案
リース	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
認識の中止	2010年第3Q 最終化 (開示)	2011年第1H 公開草案

(注) IASB-FASBは2010年6月にコンバージョン計画を更新。ASBJもプロジェクト計画表を更新予定。

## アジア諸国の IFRS とのコンバージェンス、アドプションの状況

		中国	インド	韓国	シンガポール
コンバージェンス・アドプションの計画	ロードマップ 公表日	2006年2月16日 2010年4月1日更新	2010年1月22日	2007年3月15日	2009年5月27日
	目標とする会計基準	IFRS にコンバージした中国基準	IFRS にコンバージしたインド基準(ほぼ全ての基準が IFRS に Word to Word で一致)	IFRS を翻訳した K-IFRS (IFRS の基準書と解釈指針の完全な採用)	IFRS に Word to Word で一致したシンガポール基準
	適用時期	2007年1月より適用	<u>2011年4月1日より適用</u> ・Nifty50 ・Sensex30 の会社 ・インド国外の取引所に上場している会社 ・純資産が 100 億ルピー(約 200 億円)超の会社(上場、非上場は問わず) <u>2013年4月1日より適用(2011年4月1日以降早期適用可)</u> ・純資産が 50 億ルピー(約 100 億円)超で、100 億ルピー(約 200 億円)以下の会社(上場、非上場は問わず) <u>2014年4月1日より適用(2011年4月1日以降早期適用可)</u> ・その他全ての上場会社 (銀行、保険、ノンバンクについては別の適用スケジュールが定められている)	2011年1月より適用 (2009年1月から金融機関を除く全ての上場企業の早期適用が認められている)	2012年より適用

## アジア諸国の IFRS とのコンバージェンス、アドプションの状況

	適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての上場企業(約 1,900 社)</li> <li>・金融機関、大中型国有企業等(それ以外の企業は奨励)</li> </ul>	全ての上場企業(約 5,000 社)及び純資産 100 億ルピー以上の非上場企業	全ての上場企業(約 1,900 社)	全ての上場企業(約 800 社)
	個別財務諸表	連結財務諸表と同じ	連結財務諸表と同じ	連結財務諸表と同じ	連結財務諸表と同じ
	非上場会社	IFRS とコンバースしていない中国基準(旧企業会計制度) (注)金融機関、大中型国有企業等を除く	IFRS とコンバースしていないインド基準	非上場会計基準(一般企業会計基準)又は K-IFRS	未定
現時点における進捗状況	適用する IFRS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新企業会計準則は、2006 年 2 月の公表以降は、改正されていない。(2006 年以降の IFRS の改正状況は基本的に反映されていない)</li> <li>・IFRS とのコンバージェンスの全面的持続のため、IFRS における金融商品・収益認識・財務諸表表示等の改正に合わせて、新企業会計準則を 2011 年までにコンバージェンス完了予定とする新ロードマップを公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップの公表に伴い IFRS とのコンバージェンスを目的とした 30 以上の公開草案が公表されており、基本的に全て IASB が公表した IFRS と整合したものとなっている。</li> <li>IFRS と IFRS にコンバースしたインド基準(公開草案)との主な差異</li> <li>・退職給付引当金の数理計算上の差異は即時損益認識</li> </ul>	2007 年 12 月にその時点までの IFRS の翻訳を終了。その後、IASB の基準書の公表に合わせて翻訳作業が続いている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップの詳細版を 2011 年までに公表予定</li> <li>・IFRS9 号のアドプトの延期を決定</li> <li>・IFRS for SME を修正しない SFRS for Small Entities を 2011 年 1 月 1 日より導入することについてのコンサルテーションペーパーを公表</li> </ul>

## アジア諸国の IFRS とのコンバージェンス、アドプションの状況

	任意適用会社数	—	—	2009年:14社 2010年:26社(見込み)	—
現時点での IFRS との主な差異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損の戻し入れ</li> <li>・ 金融商品</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>差異ではない問題点<sup>1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通支配下の企業結合における持分プーリング法の適用</li> <li>・ 公正価値測定の限定</li> <li>・ 売却目的保有の非流動資産及び廃止事業</li> <li>・ 従業員給付と退職給付</li> <li>・ 超インフレ経済下における財務報告</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表の形式が異なる</li> <li>・ 連結の範囲</li> <li>・ 持分プーリング法が認められる</li> <li>・ のれんは5年以内の年数で償却</li> <li>・ 無形資産は10年以内の年数で償却</li> <li>・ 投資有価証券は原価評価(強制低価法あり)</li> <li>・ 退職給付引当金の数理計算上の差異は即時損益認識</li> <li>・ 遡及修正の概念が無い</li> <li>・ 機能通貨の概念が無い</li> </ul>	<p>翻訳の時点の相違による差異のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産の建設による収益計上の会計処理</li> <li>・ 協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品</li> <li>・ 金融商品</li> </ul>

<sup>1</sup> 出典:2007年8月 中国財政部「中国企業会計準則の体系—その構成とコンバージェンスと同等性」

例えば、「公正価値測定の限定」について、「中国は新興の市場経済発展国であり、活発な市場が十分に形成されていないため、公正価値の採用は活発な市場が存在し、信頼性のある測定可能性がある場合に限定しているが、中国国内経済の実情に基づくものであり、会計基準の重要な差異に該当しない」と記載されている。また、「従業員給付と退職給付」について、「中国では、企業の退職の退職給付制度はないため、従業員給付と退職給付制度に関する会計基準は存在しないが、中国経済の実情による差異であり、会計基準の差異ではない」と記載されている。